

緑豊かな地域環境づくりをめざして ～緑豊かな地域環境の形成に関する条例～

淡路地域



令和6年3月
兵庫県

淡路地域における緑豊かな地域づくり

淡路島は、瀬戸内海最大の島であり、緑豊かな山並みと、長く変化に富んだ海岸線を有した自然環境に恵まれた地域です。

兵庫県では、淡路地域を「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」に基づく緑豊かな地域環境形成地域に指定し、地域の方々の参画のもと、森や川、歴史・文化資源などを保全しながら、その恵みを活かして地域の活性化を図り、淡路らしい緑豊かな地域づくりを進めてきました。

近年は、その豊かな自然環境が織りなす美しい景観などから、観光地としても注目を集めており、観光需要に対応するための開発行為が各地で行われるなど、地域を取り巻く環境にも変化がみられます。このため、地域に蓄積されてきた豊富で貴重な資源等を活かしながら、緑豊かな環境を適切に保全・創造していくことが、これまで以上に求められています。



緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）

- 緑条例とは、“緑”を軸とし、広域的な見地から自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする条例です。
- この条例は、次の3つの視点から、緑豊かな地域環境づくりを進めていくことを目的としています。

適正な土地利用の推進

森林、緑地の保全と
緑化の推進

優れた景観の形成

<緑条例の制定経緯>

淡路地域では、昭和63年に「総合保養地域整備法（リゾート法）」に基づく「淡路島リゾート構想」が策定され、ゴルフ場を含むさまざまなプロジェクトが立ち上がりました。

こうした中、無秩序な開発が行われることで淡路島のよさが損なわれることのないよう、「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例（淡路条例）」を平成元年3月に制定し、平成2年3月に施行しました。

その後、平成6年3月に全県条例として「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」を制定したことに伴い、淡路条例はこの緑条例に移行しました。

緑条例のしくみ – 淡路らしい地域環境の形成 –

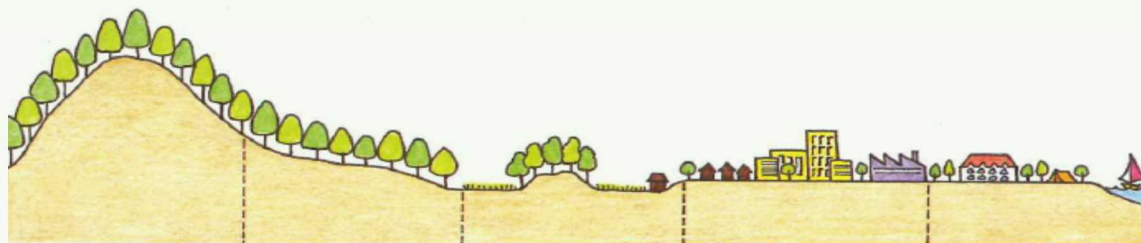
地域の状況や特性に応じて定められた地域環境形成基本方針に基づいて、淡路地域らしい土地利用の誘導を図り、緑豊かな地域環境づくりを進めます。

環境形成区域と地域環境形成基準による開発行為の誘導

淡路地域を次のとおり5つの環境形成区域に区分し、それぞれの場所にふさわしい地域環境を形成していくために、開発行為を行う際の地域環境形成基準（「森を守る区域」は許可基準）を定めています。

開発行為を行うときには、それぞれの環境形成区域に応じて、協議や届出などが必要となっています。

協議をした場合は、開発事業者と県や市が「緑豊かな地域環境の形成に関する協定」（環境形成協定）を締結し、お互いが協力して緑豊かな地域環境の形成に努めることとなります。



環境形成区域	森を守る区域	森を生かす区域	さとの区域	まちな区域	花と緑の交流区域
基準	許可基準	地域環境形成基準			
手続	許可	協議・協定	協議・協定	届出	協議・協定

計画整備地区制度（地域主体のまちづくり）

条例では、地域の自主性を尊重し、地域が主体となって進めているまちづくりを支援する制度（計画整備地区制度）があります。

区域の特性やその周辺環境に応じた質の高い整備のための計画（整備計画）を策定し、県に対してその計画の認定を求めることができます。計画が地域環境形成基本方針に適合し、地域にふさわしいと認められた場合は、計画整備地区として、行政や住民、事業者が一体となって、認定された整備計画に基づきまちづくりを推進します。

計画整備地区内では、計画に定めたまちづくりに関するルールが適用されるとともに、開発行為に加えて、建築物の建築の際にも届出が必要になります。



洲本市新都心地区
（計画整備地区）

地域環境形成基本方針

緑豊かな地域環境形成に向けて、目指すべき地域環境のイメージを地域環境形成基本方針の中で定めています。

<目指すべき地域環境イメージ>

- 常隆寺山^{じょうりゅうじさん}、先山^{せんざん}、諭鶴羽山^{ゆづるはさん}など、地域の風景の骨格となる山並みが織りなす風景が展望でき、その麓に農地、集落、樹林地が調和した多様な田園景観が形成されている。
- 連続する海岸線に沿って山並みが迫る中、集落、市街地が点在し、美しい島景観が形成されている。
- こうした豊かな環境、魅力的なふるさと景観、自然の恵みが、様々な人の共感を呼ぶとともに、地域への愛着を源とする多様な交流を育み、地域の活力を高めている。



上記の将来イメージを実現するため、以下の点に配慮して地域環境の形成を図るものとします。

- ① 地域の基調をなす自然景観の保全
- ② 優れた地域環境の再生と生活景観の保全
- ③ 美しい地域環境の創造
- ④ 参画と協働による地域環境づくり



環境形成区域

- 環境形成区域は、地域環境形成方針に基づき、一つのまとまりをもった区域としての地域環境を形成していくことを目的として、現況の土地利用や地形などを踏まえて、広域的に区分しています。
- それぞれの環境形成区域の指定の基本的考え方とイメージは、次の通りです。

<p>●森を守る区域</p> <p>淡路地域の主要尾根を含む緑地の骨格をなす区域や地域環境の重要な構成要素となっている区域など、自然を保全すべき区域について指定しています。</p>	
<p>●森を生かす区域</p> <p>まとまりのある森林の区域のうち、山地・森林の山すそで、森林地域としての地域環境の形成を図るべき区域について指定しています。</p>	
<p>●さとの区域</p> <p>農地を主体とし、農地に介在する小規模な森林や小集落を含む一体の区域のうち、農業地域としての地域環境を形成すべき区域について指定しています。</p>	
<p>●まちの区域</p> <p>一体の区域として、既に建築物等が相当程度まとまって立地している市街地、大規模な集落地、幹線道路沿道の区域について指定しています。</p>	
<p>●花と緑の交流区域</p> <p>スポーツ施設、レクリエーション施設、教養文化施設など、花と緑があふれ、人々の交流の拠点として整備を誘導していく区域などを指定しています。</p>	

地域環境形成基準

●開発の協議等の際のよりどころとなる地域環境形成基準は次のとおりです。

	森を生かす区域	さとの区域																
森林の保全	<p>(1) 開発区域の面積に対して、原則として、右の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、特に淡路地域の住民の生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為にあっては、原則として、開発区域の面積に対して 30 パーセント以上の面積の森林（開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合は、森林以外の緑地を含む。）が当該開発区域内に確保されていること。</p>	開発区域の面積	森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	50パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント	0.3ヘクタール未満	30パーセント	<p>(1) 開発区域内に現況森林が存在する場合にあっては、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として、右の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域内に存在する現況森林の面積</th> <th>森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>20パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、特に淡路地域の住民の生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為にあっては、原則として、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して 20 パーセント以上（開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合は、森林以外の緑地を含む。）の面積の森林が当該開発区域内に確保されていること。</p>	開発区域内に存在する現況森林の面積	森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	40パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント	0.3ヘクタール未満	20パーセント
開発区域の面積	森林の面積の割合																	
1.0ヘクタール以上	50パーセント																	
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント																	
0.3ヘクタール未満	30パーセント																	
開発区域内に存在する現況森林の面積	森林の面積の割合																	
1.0ヘクタール以上	40パーセント																	
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント																	
0.3ヘクタール未満	20パーセント																	
緑地の確保		開発区域の面積に対して、原則として、20 パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されていること。																
優れた景観の構成要素の保全	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所</p> <p>イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所</p> <p>ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p>	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所</p> <p>イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所</p> <p>ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p>																
予定建築物等と緑地の配置	<p>(1) 開発区域内の予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう緑地が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 大規模な予定建築物等にあっては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。</p> <p>(3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。</p>	<p>(1) 開発区域内の予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう緑地が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 大規模な予定建築物等にあっては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。</p> <p>(3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。</p>																
周辺緑地	<p>開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、右の表に掲げる幅員以上で周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。ただし、緑地帯を配置することにより予定建築物等の使用に著しく支障がある箇所については、周辺からの景観の形成に有効な他の措置に代えることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル	<p>開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、右の表に掲げる幅員以上で周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。ただし、緑地帯を配置することにより予定建築物等の使用に著しく支障がある箇所については、周辺からの景観の形成に有効な他の措置に代えることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル
開発区域の面積	緑地帯の幅員																	
1.0ヘクタール以上	4メートル																	
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル																	
0.3ヘクタール未満	2メートル																	
開発区域の面積	緑地帯の幅員																	
1.0ヘクタール以上	4メートル																	
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル																	
0.3ヘクタール未満	2メートル																	
主要道路の沿道緑地	開発区域内の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地が配置されていること。	開発区域内の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地が配置されていること。																
造成法面の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあっては、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。	開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあっては、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。																
擁壁等の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。	開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。																
駐車場の緑化修景	駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に植栽等の緑化修景が行われていること。	駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に植栽等の緑化修景が行われていること。																

開発行為の許可・協議（協定）・届出の制度

開発行為を行おうとするときは、行為の着手前に、開発地の環境形成区域及び地域環境形成基準や別途定める“緑化修景の手引き”に沿って、県民局又は関係市に開発の適否、開発に伴う景観への配慮などについて相談の上、許可、協議・協定又は届出の手続きを行ってください。

●開発行為とは

緑条例では、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を開発行為といたします。

●次のような場合は、開発行為の協議などの必要はありません。

- 開発区域の面積が 1,000 m²（「森を守る区域」は 500 m²）未満の開発行為
- 自己の居住する住宅を建築する目的で行う開発行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 通常の管理行為、軽易な行為

	まちの区域	花と緑の交流区域								
森林の保全										
緑地の確保										
優れた景観の構成要素の保全		開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の先端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所								
予定建築物等と緑地の配置	開発区域内の予定建築物等と樹木が一体となって調和した景観を形成するよう適切な緑化に努めていること。特に大規模な予定建築物等においては、航路、幹線道路等からみて、その前面に、相当な緑量を有する樹木の植栽による緑化に努めていること	(1) 開発区域内の予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう緑地が適切に配置されていること。 (2) 大規模な予定建築物等においては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。								
周辺緑地		開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、右の表に掲げる幅員以上で周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。ただし、緑地帯を配置することにより予定建築物等の使用に著しく支障がある箇所については、周辺からの景観の形成に有効な他の措置に代えることができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル
開発区域の面積	緑地帯の幅員									
1.0ヘクタール以上	4メートル									
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル									
0.3ヘクタール未満	2メートル									
主要道路の沿道緑地		開発区域内の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地が配置されていること。								
造成法面の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のもので、かつ、周辺から容易に望見し得る法面にあっては、景観の形成に有効な緑化修景に努めていること。	開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。								
擁壁等の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物のうち、大規模なものにあっては、周辺の景観と調和した仕上げ、もしくは前面植栽等の緑化修景に努めていること。	開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。								
駐車場等の緑化修景	駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあっては、適切な箇所に植栽を行う等の緑化修景に努めていること。	駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に植栽等の緑化修景が行われていること。								

地域環境に配慮した緑化修景

- 開発行為を行う場合は、周辺の自然環境や景観、土地利用の状況等を踏まえ、これらと調和するような緑化修景を行ってください。

緑化修景のポイントをご紹介します。詳しくは“緑化修景の手引き”（兵庫県ホームページに掲載）を参考にしてください。

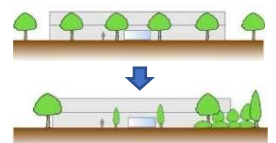
①大きな視点で捉える（遠景への配慮）

（例）【見え方に配慮した植栽計画】
周辺の土地利用を踏まえた上で、重視すべき視点場を設定し、周囲からの見え方に配慮した植栽計画をたてることが重要です。



②敷地単位で捉える（近景への配慮）

（例）【効果的な緑の配置】
等間隔に植樹を行うより、アクセントをつけて緑を配置する方が景観上有効な場合があります。



③ディテールで捉える（細部への配慮）

（例）【駐車場の植栽】
駐車場内での緑地スペースの確保は、路面に芝などを植える以外にも、高木を配置することで可能になります。



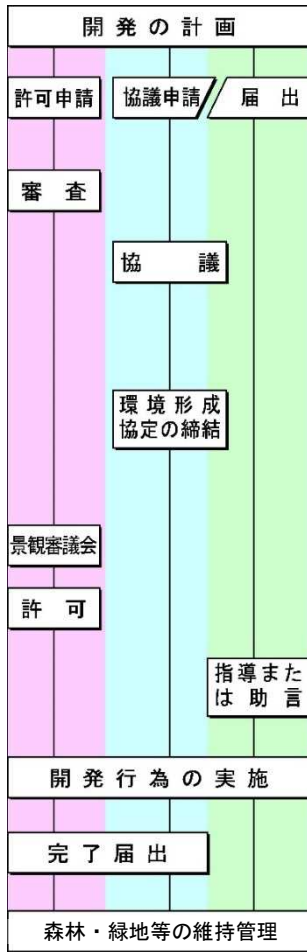
④地域性で捉える（固有の植生への配慮）

（例）【淡路らしさを演出する花と緑の活用】
開発完了後の維持管理を考えた場合には、瀬戸内海の海洋性気候や潮風条件に順応できる花や樹種を用いた植栽計画をたてることが重要です。例えば、淡路では垣壁（かっぺき）と呼ばれる防風林をよく見受けられますが、耐潮性のある“ウバメガシ”が多く用いられています。

開発行為の手続の流れ

●開発行為の手続の流れは次のとおりです。

(■許可 ・ ●協議申請 ・ ●届出 ・ ■許可/協議申請 ・ ■共通)



■ 県民局や市役所と十分相談して開発の計画を立ててください。

■ 許可申請書、協議書、届出書は市役所へ提出してください。

許可に係る案件又は開発区域の面積が3,000㎡以上のものは、市役所から県民局へ送付します。

■ 許可に係る案件の審査は、県民局で行います。

● 開発行為の内容が地域環境形成基準と同等以上のものとなるよう協議します。

協議は、開発区域の面積に応じて、次のところで行います。
3,000㎡未満→市役所、3,000㎡以上→県民局

● 協議の後、次のような項目などについて協定を締結します。

森林の保全や緑地の確保など開発行為の内容、開発行為に関する工事が完了した場合の手続協定の有効期間、協定に違反した場合の措置 など

■ 許可に係る案件については、審査の後、景観審議会に諮ります。

■ 許可の場合は、許可通知書を交付します。

不許可の場合は、個別に不許可理由を記載した通知書を作成します。

● 開発行為の届出内容が地域環境形成基準に適合しないと認められるときは、適切な措置を講ずるよう指導又は助言します。

開発区域面積が3,000㎡未満は市、3,000㎡以上は県民局が指導・助言

■ この条例以外に必要な許認可等を得てから開発工事に着手してください。

また、届出の場合は、受理された後に工事に着手してください。

■ 完了届出書を市役所に提出していただきます。

■ 開発行為が完了した後は、森林、緑地等を適切に維持管理してください。

許可申請・協議申請・届出等に必要な図書

●許可申請、協議申請又は届出は、許可申請書、開発行為協議書又は開発行為届出書に次の書類を添えて、原則として正本1部、副本2部、あわせて3部を提出してください。

図書の種類	明示すべき事項
1 設計説明書	(1)事業の目的 (2)環境形成区域の名称 (3)土地の現況 (4)土地利用計画 (5)現況地形 (6)造成計画(切土及び盛土) (7)設計に当たって配慮した周辺の主要な展望箇所 (8)森林及び緑地の配置方針 (9)予定建築物等の配置方針 (10)造成の裏面の緑化修景方針 (11)擁壁等の緑化修景方針 (12)その他の緑化修景方針
2 位置図	(1)開発区域の位置 (2)周辺の土地利用及び地形の状況 (3)周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称
3 現況図	(1)開発区域の境界 (2)地形及び土地利用の状況 (3)現況森林の存する部分及びその主な樹種 (4)現況植生の状況(縮尺 1/2,500)
4 土地利用計画図	(1)開発区域の境界 (2)予定建築物の敷地の形状及び規模 (3)敷地に係る予定建築物等の用途、配置及び高さ (4)公共公益施設の位置及び形状 (5)開発区域内に保全される森林及び緑地並びに新たに設けられる森林及び緑地の位置、形状及び面積 (6)新たに設けられる森林、緑地その他の土地に係る植栽計画(植栽計画には、植栽樹種、植栽密度等を明示すること。)(縮尺 1/1,000 以上)
5 現況カラー写真	開発区域及びその周辺の状況(近景及び遠景の写真を添付すること。)

※1 許可申請には、上記の図書に加え、造成計画平面図・断面図、土地の登記事項証明書、地籍図、土地所有者等の同意書が必要です。

※2 申請様式は、兵庫県ホームページ【兵庫県/緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)】ページ内の、関連リンク【緑条例に基づく申請書等のダウンロードサービス(外部サイトヘリンク)】をクリックし、【兵庫県電子申請・様式提供(申請書等ダウンロード)】から入手願います。申請の種類により様式が異なりますので、事前に淡路県民局又は各市役所にご確認ください。

— 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（抄） —

（目的）

第1条 この条例は、適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、もって自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に規定する建築をいう。

2 この条例において「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

3 この条例において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

4 この条例において「森林」とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいう。

5 この条例において「緑地」とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地のうち、森林以外の土地をいう。

6 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

（県の責務）

第3条 県は、緑豊かな地域環境の形成に関する基本的かつ総合的施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、自ら進んで森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

（地域の区分）

第9条 緑豊かな環境形成地域を次に掲げる区域に区分する。

- (1) 森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域
- (2) 森林と当該区域において整備される建築物、工作物及び公共施設（以下「建築物等」という。）が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域
- (3) 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域
- (4) 市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域

2 知事は、前項の規定にかかわらず、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動に資するための機能の整備

を図るべき区域その他当該緑豊かな環境形成地域の特性からみて同項の規定による区分によることが適当でないと認められる区域があるときは、当該区域を同項各号に掲げる区域とは別に区分することができる。

（開発行為の許可）

第16条 環境形成区域（第9条第1項第1号に掲げる区域に限る。）内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

（協議）

第24条 環境形成区域（第9条第1項第1号及び第4号に掲げる区域を除く。）内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容について知事に協議しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
 - (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
 - (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 2 知事は、前項の規定による協議があったときは、当該協議に係る開発行為の内容が、地域環境形成基準と同等以上の内容となるよう求めるものとする。

（環境形成協定）

第25条 知事と前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議が成立したときは、当該協議に係る開発行為について緑豊かな地域環境の形成に関する協定（以下「環境形成協定」という。）を締結するものとする。

- 2 環境形成協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境形成協定の目的となる開発行為
 - (2) 緑豊かな地域環境の形成に関する事項
 - (3) 開発行為に関する工事が完了した場合の手続
 - (4) 環境形成協定の有効期間
 - (5) 環境形成協定に違反した場合の措置
 - (6) その他必要な事項

（開発行為の届出）

第27条 環境形成区域（第9条第1項第1号に掲げる区域を除く。）内において、開発行為をしようとする者（当該開発行為について環境形成協定を締結した者を除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

お問い合わせ先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課・・・TEL 0799-26-3213
洲本市都市整備部都市計画課・・・TEL 0799-24-7611
南あわじ市産業建設部都市政策室・・・TEL 0799-43-5227
淡路市都市整備部都市計画課・・・TEL 0799-64-2533



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS